

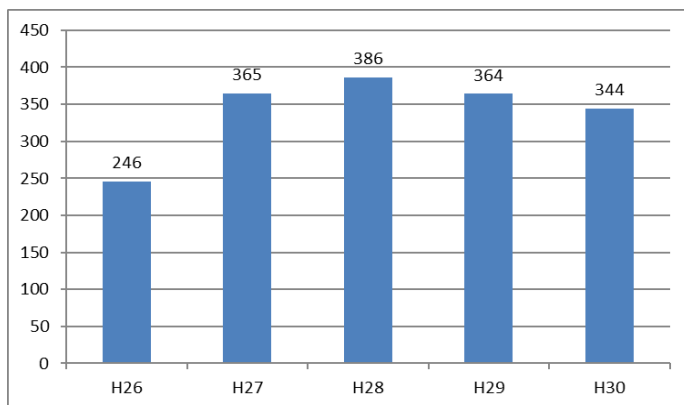
「光回線安く」契約注意

N T T 東日本と N T T 西日本が光回線サービスの卸売りを開始し、卸売りを受けた事業者（光コラボレーション事業者）が、さまざまな料金や契約形態で販売するようになってから5年がたちます。選択肢が増えた一方で、仕組みを理解しないまま契約し、トラブルになるケースが後を絶ちません。

▼電話で勧誘を受けた際、今よりも安くなると言われ光回線の契約先を変更したが、知らぬ間にさまざまなオプションを契約したことになっていて、料金が前より高額になった。（40代・女性）

▼契約中の大手通信事業者Aを名乗って電話があり「光コラボのご案内です。今よりも千円ほど安くなります」と勧誘された。光コラボが何かよく分からなかったが、A社の契約プラン変更と思い手続きをしたら、全く別会社との契約になっていた。（60代・男性）

光回線サービスの卸売りの仕組みは、光コラボレーション事業者や代理店など多くの関係者が存在するため、複雑です。最近では、携帯電話の通信サービスや電気・ガス契約と併せたセット割引なども増え、勧誘時の説明だけでは、契約内容を理解できません。勧誘されてもすぐには返事をせず、契約内容がよく分かる説明書を求め、勧誘された事業者名やサービス名、不要なオプションがついていないかなど、内容を十分確認してから契約するようにしましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた光回線に関する相談件数

なお、光コラボレーション事業者の電気通信サービスには「初期契約解除制度」の適用があり、契約書を受領した日を初日とする8日の間に、契約解除を行う旨の書面を事業者に出すことで契約解除が可能です。契約解除したいと思ったら、すぐに事業者申し出るようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話 058-277-1003

開設時間 平日 8:30~17:00

土曜日 9:00~17:00（電話相談のみ）

消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。